

米原駅東口周辺立地促進条例に基づく奨励金等の御案内

奨励金等の内容

項目	内容
奨励金(申請イメージは下記参照)	
立地促進奨励金	事業開始日以降の固定資産税、都市計画税(以下、「固定資産税等」という。)が賦課されることとなった年度以降3年度間、納税額の100%を奨励金として交付
新幹線等通勤費奨励金	以下の定期券利用者の人数に対し、事業開始日が属する月から3年間奨励金を交付 <ul style="list-style-type: none"> ・東海道新幹線の定期券利用者(1人当たり2万円/月) ・北陸新幹線の定期券利用者(1人当たり1万円/月) ・西日本旅客鉄道の特別急行の定期券利用者(1人当たり1万円/月)
雇用転入促進奨励金	事業開始日が属する年度の翌年度以降3年度間、以下の条件を満たす対象者の人数に対し、1人当たり20万円を奨励金として交付 ※奨励金の交付は、交付対象期間中1人1回限り <ul style="list-style-type: none"> ・1年以上継続して市内に住所を有する者 ・新規常用雇用者または他の事業所から事業区域内に転勤し、本市に転入した者(以下、「転入従業員」という。) (障がい者の場合20万円、若者(39歳まで)の場合20万円、転入従業員に15歳以下の子どもがいる場合、1人につき10万円を加算)
助成金	
造成工事費助成金	施設等を建築する目的で行った、開発行為を伴う造成工事に要する経費(標準工事額)の1/2を助成金として交付(上限2,000万円) 【交付対象期間】造成工事を実施する年度 【申請時期】造成工事の着手前 【申請イメージ】 <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <pre> graph LR A[交付申請] --> B[交付決定] B --> C[実績報告] C --> D[助成金額の確定] D --> E[助成金の請求] E --> F[助成金の交付] F --> G[事業開始届] </pre> </div> ※変更申請、概算払・前払等の個別事例については、事前に市に御相談ください。

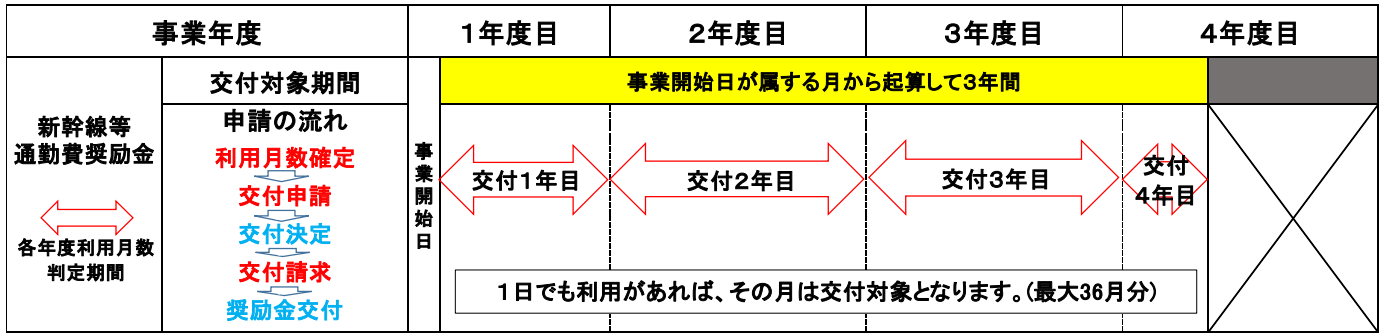
※奨励金等交付の為、事前協議に御協力をよろしくお願いします。

立地促進奨励金の申請イメージ

事業年度		1年度目	2年度目	3年度目	4年度目
立地促進奨励金	交付対象期間	事業開始日以降、初めて固定資産税等が賦課されることとなった年度以降3年度間			
	申請の流れ 固定資産税等完納 交付申請 交付決定 交付請求 奨励金交付	事業開始日			

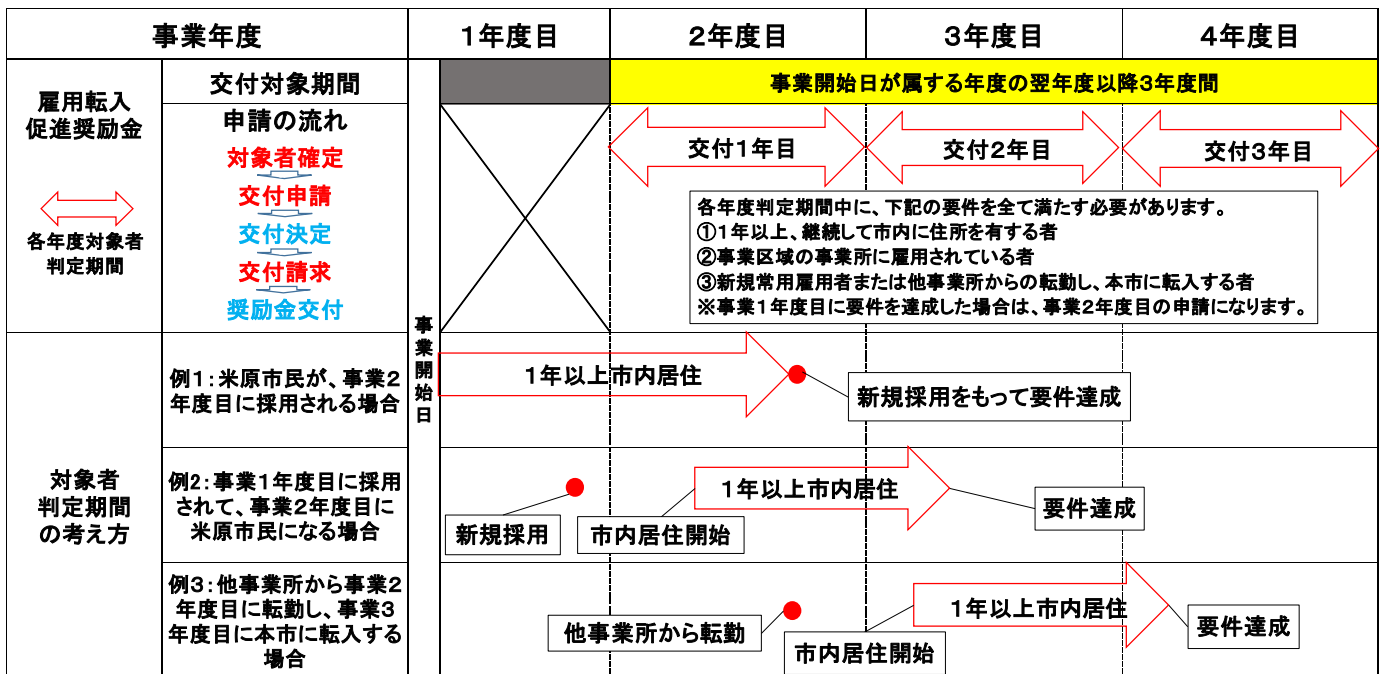
※個別の事例については市に御相談ください。

新幹線等通勤費奨励金の申請イメージ



※個別の事例については市に御相談ください。

雇用転入促進奨励金の申請イメージ



※上記例示以外の場合、個別の事例については市に御相談ください。

〈問合せ先〉

米原市役所 政策推進部 政策推進課
〒521-8501 滋賀県米原市米原 1016 番地
TEL: 0749-53-5162 FAX: 0749-53-5148
E-mail: sousei@city.maibara.lg.jp

申請書等の DL はこちらから

QRコード



URL: <https://www.city.maibara.lg.jp/soshiki/seisaku/sesakuka/21280.html>